

議事概要別紙（審議事項（1）金利指標改革に起因する会計上の論点について）

2014 年 7 月の金融安定理事会による提言に基づく金利指標改革（以下「金利指標改革」という。）が進められている中、LIBOR の公表が 2021 年 12 月末をもって恒久的に停止される見通しが高まっている。LIBOR を参照する取引は多く、その影響は会計処理にも及び得ることから、2019 年 4 月 11 日に開催された第 406 回企業会計基準委員会において、金利指標改革に起因する会計上の問題について、企業会計基準委員会の新規テーマとして取り上げ、審議を行っている。

これまでの審議では、ヘッジ会計の取扱いを中心として議論してきており、金利指標改革に対応する実務対応報告の公開草案を 2020 年 2 月又は 3 月までに公表することを目標としてきたが、国際的な会計基準の開発の動向等を踏まえ、実務対応報告の公開草案の公表の目標時期を 2020 年 4 月又は 5 月に変更することとした。

ここで、ヘッジ会計の適用要件を判断する際に、ヘッジ有効性の評価や、予定取引をヘッジ対象とする場合のその主要な取引条件の予測可能性及び当該取引の発生可能性について、金利指標改革の影響を考慮する必要があるか否かについて疑問が生じる可能性があるものと考えられる。当委員会は、これらの混乱が生じる可能性を避けるために、当該実務対応報告が公表されるまでの取扱いについて、これまでの審議内容を踏まえ、以下のとおり確認した。

今回の金利指標改革に伴う金利指標の変更は現時点で確定したものではないが、仮に金利指標の変更が行われる場合、それは企業自身の意思決定に基づくものではなく、不可避免的に発生する事象である。現行の会計基準はそのような事態を想定して開発されたものではないため、金利指標の変更について現行の会計基準に当てはめた場合、当該会計基準の開発時には想定されていなかった結果が生じる可能性があると考えられる。

よって、今後、実務対応報告が公表されるまでの間、ヘッジ会計の適用要件を判断する際に、金利指標改革の影響を考慮せず、ヘッジ対象及びヘッジ手段の金利指標が変更されないものと仮定して差し支えないものと考えられる。

以 上